

平成29年度 京都市ホームレス居宅定着支援事業 事業計画

1 業務の概要

(1) 目的

「京都市ホームレス緊急一時宿泊事業」の実施場所として借り上げている宿泊施設（以下「緊急一時宿泊施設」という。）に入所している者の中には、矯正施設等を退所した直後の者や、薬物依存あるいは精神疾患等の疾病を抱えている者が一定数いる。これらの者は、緊急一時宿泊施設退所後にアパート等での生活に移行した後において、居宅生活を継続する意欲保つことができず、住居を喪失し、再びホームレス状態に至ることがある。

本事業は、こうした課題がある者を対象に、緊急一時宿泊施設に入所した時点から支援する専任員を配置し、集中的な支援を行うことで、居宅生活へ移行した後も安定した生活を送ることができよう支援することを目的とする。

(2) 受託期間

平成29年7月3日（月）から平成30年3月31日（土）まで

(3) 支援対象者

緊急一時宿泊施設に入所している者のうち、居宅生活への移行が見込まれるものの、矯正施設等の退所者や薬物依存あるいは精神疾患があるなど、安定した居宅生活を送る上で課題がある者とする。

(4) 支援対象者数等（想定）

ア 支援対象者数

履行期間における支援対象者数は、10名程度とする。

なお、支援対象者数以上の支援については予算範囲内で可能とする。

イ 支援期間

一人当たりの支援期間は、概ね3箇月程度とする（支援対象者が緊急一時宿泊施設等の支援施設に入所している期間は除く。）

ただし、支援対象者の状況に応じて必要な期間支援することができることとする。

(5) 業務履行場所

緊急一時宿泊施設のほか、支援対象者の支援過程において、関係機関（区役所及び支所、支援施設、医療機関等）への単独訪問及び支援対象者が訪問する際の同行、支援対象者が居宅生活へ移行した後の居宅訪問を業務履行場所として想定する。

なお、本事業の運営に係る帳簿等を保管する事務所については、京都市中央保護所に確保する。

2 業務内容

(1) 事務所の設置

事務所は、「京都市中央保護所」に設置する。

京都府京都市下京区花屋町通室町西入乾町 292 番地 下京総合福祉センター内

TEL 075-361-8085 / FAX 075-361-8083

(2) 人員体制

ア 配置数

本業務に従事する支援員を 1 名配置。

なお、上記の配置数は最低条件であり、予算範囲内でより多く人員を配置することができる。

イ 支援員の資質

配置する支援員については、業務内容を円滑行うために必要な知識、技能及び経験を有する人材を適正に配置する。

受託者においては、業務を円滑行うため必要な研修を事前に十分行う。また、情報セキュリティ対策や個人情報保護に関する各種規定の関連知識についても事前研修を行い、更には、履行期間中においても、定期的に研修を実施し、対応内容の検証を行い、業務水準の維持・向上に努めます。

ウ 勤務条件

(ア) 相談窓口の業務時間

月曜日から金曜日の午前 9 時から午後 5 までを原則とする。

ただし、急な対応を要する事象が発生した場合、勤務日等を変更することができる。

(イ) その他勤務条件

その他の勤務条件については、労働法等の関連規定を遵守し法人に於いて定める。

エ 京都市が支援員に対し重視するスキル

(ア) 支援対象者とのコミュニケーション

本事業の目的を達成するためには、支援対象者と信頼関係を構築する必要があることから、支援対象者が心を開き、様々なことを相談できる会話スキル。

(イ) 必要な支援の見極め及び提案

本業務の支援対象者が抱える課題を解消し、安定した生活につなげるために必要な福祉施策を見極めるための社会資源に関する知識や、具体的に活用へとつなげるための提案する能力。

(ウ) 日常生活における助言

支援対象者が居宅等へ移行した後、訪問等を通じて生活状況を把握、安定した生活を送るための助言を行う能力。

(3) 具体的な業務

緊急一時宿泊施設に支援対象者が入所している時点から居宅生活へ移行した後まで一貫して支援を行う。

そのため、支援対象者が居宅生活に移行するまでの各過程において、業務内容を次の表に分類する

支援退所者の居所	支援概要	具体的な業務内容
ア 緊急一時宿泊施設	(7) 支援対象者との関係構築	緊急一時宿泊施設を訪問し、支援対象者と定期的かつ随時コミュニケーションをとり、関係を構築する。
	(4) 支援方針の検討	福祉事務所職員が支援対象者の支援方針を検討するに当たり、助言・提案を行う。
	(6) 支援方針に基づくつなぎ支援	福祉事務所が決定した支援方針に基づき、次のステップへの移行に必要な支援を行う。 (具体例) ・不動産会社の紹介 ・社会生活を送るための助言 ・家具什器の選定補助 ・福祉サービスの導入に向けた手続き補助 等
イ ホームレス支援施設 (※)	(7) 状況確認及び助言	施設を訪問し、支援対象者の状況を確認するとともに、施設での生活に関する助言を行う。
	(4) 居宅への移行支援	居宅へ移行するに当たって必要な支援を行う。
ウ 居宅	居宅生活への定着支援	支援対象者の状況に応じ、居宅生活を定着させるために必要な支援を行う。 (具体例) ・居宅へ移行した直後の集中的な訪問による生活状況の把握 ・対象者の身体・精神状況（疾患を含む）を踏まえた、定着するために必要な福祉サービス等の導入に向けたつなぎ

※ 京都市中央保護所、京都市自立支援センター、ソーシャルホーム、サポートホーム

エ 京都市への報告

(7) 月次報告

業務の履行状況を支援対象者ごとに取りまとめ、翌月10日までに京都市に提出し、

確認を受ける。掲載する項目、様式については京都市と受託者との間で別途協議し、決定する。

(イ) 年間報告

年間の支援件数等値を集計するとともに、その集計結果を踏まえ、本事業の成果及び課題等を分析し、任意の様式に取りまとめたうえで、翌年度5月末日までに京都市に提出し、確認を受ける。

また、あわせて委託料の決算書を提出する。

(ウ) 適宜報告

本件委託業務に関する苦情は、発生の都度、苦情報告として京都市に提出、改善指示を受ける。本市から改善指示を受けたにもかかわらず改善されない場合は、契約の解除等に基づき契約解除及び違約金を求められる。

その他、京都市が必要とする事項について随時報告を行う。

オ 業務を履行する上での留意事項

(ア) 支援対象者からの問合せ、相談等を一元的に受け付け、必要事項の確認、相談に対する助言などについて丁寧かつ的確に行う。

(イ) クレームや回答困難な問合せ等解決できない案件は、支援員が京都市へ連絡し協議する。

(ウ) 本業務を実施するための個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるもの。他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるものも含む。）の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を害することがないように、個人情報の取扱を適正に行う。

平成29年度 緊急一時宿泊事業 事業計画

社会福祉法人みなと寮

1. 目的

本事業は、都市公園、河川、道路、駅舎その他の施設を故なく起居の場所とし、生活を営んでいる者（以下「ホームレス」という。）に対して緊急かつ一時的な宿泊場所を提供するとともに、併せて自立するために必要な支援を提供することを目的とする。

2. 緊急一時宿泊事業の対象者

本事業の対象者は、生活保護法、ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法、生活困窮者自立支援法の関係法令、京都市ホームレス自立支援等実施計画等に基づき、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 一時的な休養を目的として本事業の利用を希望するホームレス
- (2) 生活保護の申請を行った者のうち、本事業の利用を希望するホームレス
- (3) 住居確保給付金、生活福祉資金貸付、職業訓練受講給付金等の支給を申請している者のうち、決定までの間、本事業の利用を希望するホームレス
- (4) 就職しており、居宅での生活が可能であるが、住居の確保まで時間を要するホームレス
- (5) 要入院加療者で入院待機中のホームレス
- (6) その他、本事業の利用が適当であると判断される者

3. 事業内容及び定員

ホームレスが自らの意思で安定した生活を営めることを目標とし、目標達成に向けて下記の内容等を実施する。

- (1) 路上生活等の解消に向けた相談支援の推進
 - ・路上への訪問等による自立に向けた相談支援の実施
 - ・精神疾患等のあるホームレス等への専門的な相談支援の実施
- (2) 居宅生活への移行に向けた自立支援施策の推進
 - ・一時的な宿泊場所の提供及び自立に向けたアセスメントの実施
 - ・居宅生活に必要な生活訓練等の実施
- (3) 地域社会における生活の安定と良好な生活環境の確保
 - ・民間支援団体との連携

【定員】20名

4. 利用期間

原則として7泊8日以内とするが、特別の事情がある場合には事業の利用を延長することがある。